

○岐南町広報紙広告掲載取扱要綱

平成17年3月25日

告示第28号

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐南町が発行する広報紙に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

第2条 広報紙に掲載できる広告は、町の広報紙としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、町民に不利益を与えない中立性のあるものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝及び人材募集に類するもの
- (4) 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (5) その他前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めるもの

(広告主の制限)

第3条 広報紙に広告を掲載しようとするもの(以下「申込者」という。)のうち、次の各号のいずれかに該当すると認められる申込者の広告は掲載しないものとする。

- (1) 町税等を滞納しているもの
- (2) 各種法令に違反しているもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めるもの

(掲載位置)

第4条 広告を掲載する位置は、原則として広報紙「お知らせ」各頁の最下段とする。

2 広報紙1号につき2枠を超えて掲載しないものとする。

(広告規格)

第5条 広告の1枠当たりの面積は、縦50ミリメートル横175ミリメートル(以下「1種広告」という。)及び縦50ミリメートル横87.5ミリメートル(以下「2種広告」という。)とする。

2 広告の掲載は、1広告主について広報紙1号につき1枠限りとする。

(掲載期間)

第6条 1件の申込みに係る広告の掲載は、年間12号までとする。

(掲載料金及び納付方法)

第7条 広告の掲載料金は、次のとおりとする。

(1) 1種広告 10,000円

(2) 2種広告 5,000円

2 広告主は、前項の掲載料金について当該広告を掲載すべき広報紙の発行日の20日前までに町の発行する納付書により納付するものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 申込者は、掲載を希望する広報紙の発行日の前6月から前40日までの期間に広報紙広告掲載申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に広報紙広告原稿作成要領により作成した原稿その他町長が必要と認める書類(以下「添付書類」という。)を添付して町長に提出するものとする。ただし、既に掲載されている広告主が掲載期間の継続を希望する場合は、掲載内容に変更がない場合に限り、添付書類の提出を省略することができる。

(決定及び通知)

第9条 町長は、広告掲載の申込みがあったときは、審査し、広告掲載の可否を決定したときは、広報紙広告掲載決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

2 掲載を可とした広告掲載の順位は、受付順を基本とする。

(広告掲載の取消し)

第10条 広報紙広告掲載決定通知書により申込者に掲載を通知した後であっても次の各号のいずれかに該当する場合は、町長はこの決定を変更し、又は解除できるものとする。

(1) 広報紙の発行上、重大な変更が生じたとき。

(2) 広報紙の編集上、重大な支障を来したとき。

(3) 申込者が掲載料金を納付期限までに納付しないとき。

(4) 広告内容に虚偽の記載があったとき。

(電磁的方法による提出)

第11条 この要綱の規定による申込書等の提出については、当該申込書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって町長が定めるものをいう。以下同じ。)をもって行うことができる。

2 前項の規定により申込書等の提出が電磁的方法によって行われたときは、町長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に町長に到達した

ものとみなす。

(電磁的方法による通知等)

第12条 町長は、この要綱に基づく通知を、申込者が書面による通知を受けることを求めた場合を除いて電磁的方法により行うことができる。

2 前項の規定により通知が電磁的方法によって行われたときは、申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該申込者に到達したものとみなす。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年告示第50号)

この要綱は、公表の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年告示第23号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年告示第45号)

この要綱は、公表の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年告示第62号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (平成23年告示第69号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (平成25年告示第48号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (平成28年告示第26号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年告示第39号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年告示第16号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年告示第72号)

この要綱は、公表の日から施行する。

様式第1号(第8条関係)

広報紙広告掲載申込書

年 月 日

岐南町長宛

掲載申込者 住 所
会社・団体名
代表者氏名
電話番号
メールアドレス

広報紙に広告を掲載したいので、岐南町広報紙広告掲載取扱要綱第8条の規定により下記のとおり申込みします。

記

広告内容	
掲載希望号	年 月号(1種・2種) から 年 月号(1種・2種)

【誓約事項】 以下の項目を確認の上、チェックしてください。

- 広告内容は要綱第2条第1号から第4号までに該当しません。
- 申込者は要綱第3条第1号及び第2号に該当しません。

※原稿は、広報紙広告原稿作成要領(別記)により作成し、申請時に原稿データを広報担当課へ提出してください。

※掲載希望号は希望する年と月を記入し、掲載枠を○で囲んでください。ただし、申込状況によっては、希望号に掲載できない場合があります。

※本申込書を受理後、掲載の可否について通知します。

別記

広報紙広告原稿作成要領

広報紙に広告掲載を申し込む場合は、以下の作成要領により広告原稿を作成することとします。

1 規格

- (1) 1種 縦50ミリメートル×横175ミリメートル
- (2) 2種 縦50ミリメートル×横87.5ミリメートル

2 広告原稿データの作成

配 色	1色(グレースケール)
データの作成	<p>(1) Adobe Illustratorを使用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①バージョンは2025以上とすること。透明効果は使用しない。 ②広告原稿データにはアウトラインをかけてEPS形式で保存すること。トンボや欄外等の広告データ以外の不要なオブジェクトは外しておくこと。 <p>(2) Adobe Photoshopを使用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①バージョンは2025以上とすること。 ②広告原稿データは、使用サイズの100%で解像度600dpi以上とすること。レイヤーがある場合は統合してEPS形式で保存すること。 ③RGBは使用しない。 <p>(3) Microsoft Wordを使用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①バージョンはOffice2021以上とすること。 ②使用フォントは、MSゴシック系、MS明朝系、HGゴシック系、HG行書体系、HG正楷書体PRO、HG創英角ゴシック系、HG創英角ポップ系、HG丸ゴシックM-PROとすること。 ③特殊文字(囲い文字、影付き、中抜き、アニメーション等)及びOpen Typeフォントは使用しないこと。 ④PDFファイルに変換し、必ずフォントは埋め込みで変換時の解像度は仕様サイズの100%で600dpi以上とすること。 <p>※広告原稿にイラスト・写真・ロゴなどを使用する場合は、申込者で著作権の確認を行い、著作権料が発生する場合はその支払をすること。</p>
データの提出	<p>いずれのソフトを使用して広告原稿を作成する場合でも、出力原稿とデータを合わせて提出すること。</p> <p>Adobe Illustratorで広告原稿を作成した場合は、アウトラインをかける前のデータとアウトラインをかけた後のデータを合わせて提出すること。</p> <p>Microsoft Wordで広告原稿を作成した場合は、Wordのデータ、PDFファイルのデータを合わせて提出すること。</p>
データの訂正	<p>原稿提出後のデータ訂正は本町では行いません。</p> <p>申込者においてデータを訂正後、再提出してください。</p>

3 その他

広告には、広告を告知するロゴを広告欄の右上に入れます。

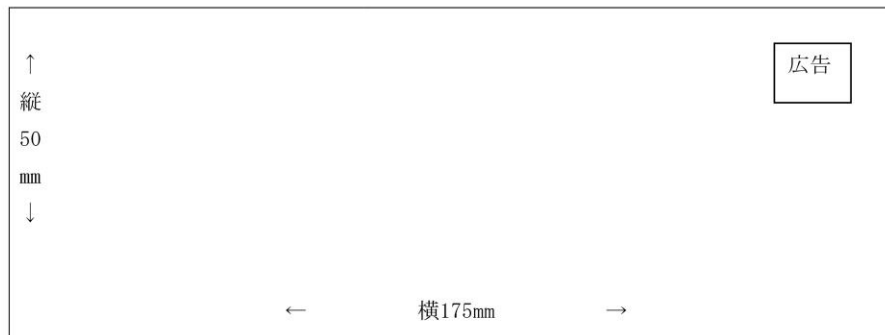
広告原稿を作成する際は、右上縦10ミリメートル横15ミリメートルを空けておくこと。

広告 通常ロゴ ・縦5ミリメートル×横8ミリメートル

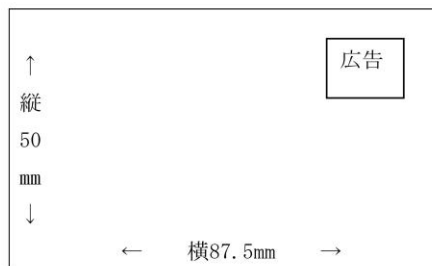
- ・ベタ白抜き
- ・文字ゴシック体(MSゴシック体、新ゴMなど)
- ・文字サイズ9ポイント

広告 反転ロゴ ・広告の背景が黒ベタか網掛けの場合のみ使用可とする。

【見本】1種の場合



【見本】2種の場合



様式第2号(第9条関係)

広報紙広告掲載決定通知書

年 月 日

様

岐南町長

年 月 日付けで申込みのありました広告掲載について、下記のとおり掲載
する
ことになりましたので通知します。
しない

記

広 告 内 容	
掲 載 号	年 月号(1種・2種) から 年 月号(1種・2種)

掲載しない場合(第2条 号の規定に該当のため)

様式第 1 号 (第 8 条関係)

様式第 2 号 (第 9 条関係)